令和２年度　明石市立錦城中学校　部活動活動方針

１　総論

錦城中学校クラブ育成会会則及びクラブ規約に基づく錦城中学校クラブは、生徒の健全な精神と健全な身体を育成し、スポーツ競技及び文化活動への理解を深め、技術の向上を図る活動を行います。

２　活動方針

本校では小規模化に伴い部活動における生徒の十分な活動、安全管理、健康管理等の観点からその数の適正化に取り組んできております。今年度は以下の方向性で取り組みますのでご理解くださいますようお願いいたします。

（１）長期的に顧問２人体制を維持できる部数に調整するために、部活動を削減していく。

（２）部活動指導員を活用し、教職員定数に見合った数の部活動を維持できるようにしていく。

今後、大幅な学級増が見込めない現状が続く限りこの方針を維持してまいります。

一方で、部活動のあり方については、勝利至上主義にならないこと、適切な休息をとるなどの健康管理、ノー部活デーの実施、学校外で活動している競技（中学校体育連盟加盟競技）の公式戦への出場など新たな課題があります。それぞれの課題を検討し、国・県・市の方向性も注視し、柔軟に対応してまいります。

３　休部・廃部・創部等、部活動の数について（錦城中クラブ細則より）

それぞれの部活動の特性を配慮し、十分な活動ができなくなった場合は休部とし、複数年活動が再開できない場合や単年度でも活動が難しいと判断した場合は廃部とします。廃部により教職員定数に見合った数の部活動が可能であれば創部についても検討します。

（１）休部の条件（以下の条件に該当した場合は休部を検討し、状況により廃部とします）

①２年生＋１年生の部員数が必要数（試合に出場できる人数）に達しない場合

②合同チームの設定が困難な競技種目

③少人数で試合に参加ができず、練習も成立しない

④部員がいない

（２）休部・廃部・新規創部について

入部届けの締切日に、部員数が必要数に達していない場合、次年度の休部・廃部候補とし、継続できるかクラブ育成会幹事会と協議し、新規創部と合わせて学校長が最終判断します。

（３）休部・廃部候補となった部活で活動している生徒への対応

①試合に出られないこともあり得ることを了承の上、休部・廃部まで活動する。

②休部・廃部候補となった部活動への入部を取り消し、他の部活動を選択する。

（４）各部の実情に応じた対応

①３年生が部活を引退するまで活動を続け、その後に転部あるいは無所属となる。

②休部・廃部候補に決まった時点で転部あるいは無所属となる。

③次年度の総体まで活動する。

４　指導と体制

各部顧問は毎月の活動計画表を作成し、管理職、生徒、保護者に周知する。

（１）　部員の成長・発達に応じて、適切な活動内容を指示し、過度にならないようにする。

（２）　部員の健全な精神と身体の育成を重視し、教育的な配慮を怠らない。

（３）　入部・退部・転部は、本人及び保護者の意思を尊重して行う。

（４）　学校等の施設や用具の使用については、粗略に扱わないよう十分指導する。不当な取り扱いで、破損又は紛失等が生じた場合、各クラブ又は当事者で弁償の措置をとる。

（５）　活動時間及び日数については、生徒が心身ともにバランスのとれた日常生活が送れるように、学期中は週当たり２日以上の休養日を設ける。

①　平日は原則水曜日を「ノー部活デー」として休養日とする。

②　週休日（土・日及び祝祭日）は第２、第４日曜日を「ノー部活デー」とする。

③　第１、第３、第５土曜日・日曜日については、学校単位またはクラブ単位で「ノー部活デー」とする。

※第２、第４日曜日が大会等でどうしても変更せざるを得ない時には、学校長が市教委に変更届を提出し、他の曜日に振り替える。また、土日に大会参加等で活動した場合も、学校長が市教委に変更届を提出し、休養日を他の日に振り替える。

④　１日の活動時間は、平日２時間程度、土日等の休業日は３時間程度とする。

※週当たりの活動時間は、１６時間を超えないこととする。

⑤　朝練習については、原則行わない。学校行事・安全面等で放課後に活動時間が確保できない場合や大会前に限り、顧問会議でルールを定めたうえで、３０分程度の活動は認める。その場合は、放課後の練習時間を１時間３０分程度以内とする。

※朝練習をする場合は、事前に校長の許可、保護者の同意を得ておく。

⑥　長期休業中には、一定期間のオフシーズンを確保する。

■市内統一の休養日

・夏季休業中　　８月１１日～８月１５日（５日間）

・冬季休業中　１２月２９日～１月　３日（６日間）

⑦　学校単位で参加する大会や合宿等については、生徒の教育上の意義を考え、過度の負担にならないように配慮する。

⑧　対外試合等による校外への移動については、安全第一を考え、公的交通機関（貸切バス・タクシー等）を利用し、顧問、保護者等の個人の自動車は利用しないこととする。

⑨　定期テスト３日前及びテスト期間中（最終日をのぞく）は練習しない。ただし、総体、新人総体前に限り、校長の許可、保護者の同意があれば授業終了後に１時間程度の活動を認める。

（６）　活動場所、生徒玄関、トイレなどの使用については、部活動で責任をもって清掃し、気持ちよく使用できるように心がけること。

（７）　週休日における気象警報発令時の活動について

①　7：00 の時点で明石市に「暴風」「大雨」「洪水」の警報が発令されたときは、午前の活動を中止する。

②　10：00 までに警報が解除された場合　……　12：00 より活動可能。

③　10：00 現在に警報が発令中の場合　……　部活動は中止する。

（８）下校時刻について

◇　長期休業中	１７：００
◇　１２月	１７：１５
◇　１月・１１月	１７：３０
◇　２月・１０月	１７：４５
◇　３月	１８：００
◇　９月	１８：１５
◇　４月～８月	１８：３０

※完全下校時刻の１５分前には活動場所の片付け、清掃を行い下校準備をする。

（９）本年度の部活動

本年度に設置する部活動は以下のとおりとする。

【運動部】バレーボール部（男・女）、ソフトテニス部（男・女）
剣道部・サッカー部

【文化部】吹奏楽部・技術家庭科部

付則　１．この活動方針の施行上の細部については、錦城中学校クラブ育成会会則、クラブ育成会規約、クラブ育成会細則によります。

２．この活動方針は、令和2年4月１日より施行します。